

## －飲食店等緊急支援金給付事業におけるQ&A－

令和2年5月8日版

質問	回答
① 対象となる「宿泊業・飲食サービス業」とは、具体的にどのような業種ですか？	日本標準産業分類大分類M－宿泊業及び飲食店に分類される業種になります。※別添参照
② 一つの法人（もしくは一個人事業主）が市内で二つ以上の飲食店を有している場合、施設の数に応じた支援金（飲食店）の給付を受けることができますか？	飲食店を複数有している場合は、施設の数に応じて支援金給付を申請することは可能です。 ただし、一つの飲食店（同一施設）で複数の営業許可を有していても、重複して申請することは出来ません。
③ 対象者を教えてください。（対象者となりますか？）	以下の全てに該当する方が対象となります。 ・ 4月1日時点において、うるま市内で宿泊業・飲食サービスを経営する事業者で、申請日時点において営業を継続しているもの。 ・ 旅館業法第3条第1項の規定による許可証又は、食品衛生法第52条第1項の規定による許可証を持つ者。 ・ 沖縄県暴力団排除条例第2条第1号の規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。 ※どうしても対象者に該当するかどうかわからない等の質問に対しては、内容を聞き取りし、回答致します。
④ 現金給付ではなく、口座振込での対応はできますか？	原則として、申請会場においての現金支給となっております。対象事業者のお手元へ早期に支給することを優先に実施しております。 ※どうしても、口座振替希望という場合には、その理由を聞き取りした上で、可・不可を判断し、後日折り返し案内させていただきます。ただし、口座振替の場合には事務手続き上、書類受理日から約1か月程度を要する旨ご了承下さい。
⑤ 直接対応によるコロナ感染症対策について	コロナ感染症予防については、会場において3密を防ぐ環境整備を十分に行い運営しております。 マスクの着用の上5分前に受付会場へお越し頂きますよう、ご協力よろしくお願い致します。 発熱がある方は来場せず、再予約の手続きをしてくださ

	い。
⑥ 宿泊業・飲食店のみが対象なのは 何故でしょうか？	感染症拡大の影響や、県からの自粛要請等により経済的な影響を大きく受けている事業所を対象としております。 他の業種に関しての支援等については、今後検討してまいります。
⑦ 必要な書類を教えてください。	① 支援金給付申請書 ② 本人確認書類（写し） ③ 営業許可証の写し ④ 直近の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類の写し ※令和2年3月以降のもの ※営業店舗で使用していることが分かるものに限ります。 ⑤ 印鑑 ※①、②、③、④の書類の住所・氏名が同一である必要があります。 ※届出時の住所と現住所が異なる場合、住所変更が確認できる書類が必要となります。 例：運転免許証の裏書、住民票、戸籍の附票等
⑧ 「直近の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類の写し」は令和2年3月以降のものとのことですが、3月以降の毎月分が必要ですか？	令和2年3月以降のいずれかの月で、電気・水道・ガスのいずれか1つで構いません。
⑨ 「直近の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類の写し」の名義が申請者（事業所名）と異なる場合は、どうしたらいいですか？	営業実態を把握するため、売上台帳等をご持参下さい。 ※売上台帳については、コピーを頂きますのでご了承ください。
⑩ 会場で説明を受けながら記入などは可能ですか？	コロナウイルス感染症防止のため、来場時には必要書類を揃えた状態で来て頂きますようご協力よろしくお願ひいたします。
⑪ キッチンカー等は対象とならないのでしょうか？	営業所在地がうるま市内に限定されないことから対象外となります。
⑫ 市外で宿泊業・飲食サービス業を営んでおりますが、支援金給付の対象とはならないのでしょうか？	申し訳ございません。うるま市内で営業する事業者のみが対象となっております。

別添

大分類	中分類
宿泊業	日本標準産業分類大分類M－宿泊業に分類され、旅館業許可を持つ者。 旅館、ホテル、民宿、ペンション、簡易宿所、カプセルホテル、ユースホステル等
飲食サービス業	日本標準産業分類大分類M－飲食店に分類され、飲食店営業許可を持つ者。 食堂、レストラン、そば屋、中華料理、割烹料理、寿司屋、居酒屋、料亭、小料理、おでん、総菜、焼鳥屋、ダイニングバー、バー、キャバレー、スナック、喫茶店、カフェ等